

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

閉会中の令和 6 年 11 月 26 日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

生涯学習課。生涯学習課からは、渕崎第二グラウンド整備事業の進捗状況について説明がありました。6 月からグラウンド整備工事に着手し、グラウンド外周の擁壁のかさ上げ、暗渠排水等の水路の設置、盛土の施工が完成している。

現在は、グラウンドの下地となる路盤の敷き均しを行っており、付属建物および夜間照明の改修は 8 月から着手し、主にトイレ棟内部の改修を中心に進めている。また、夜間照明の取り付けは完了し、現在、引込盤、操作盤等の設置を進めている。

今後は、グラウンド内の路盤の敷き均し完了後に、2 月末までに花崗土の敷き均しを行い、併せてグラウンド外周部分にフェンスの設置を行う。12 月上旬には、防球ネット張り替えの入札を予定しており、2 月末までにネットの張り替えを行う。また、駐車場部分の舗装は、2 月上旬に入札を行い、3 月中旬までの完成を予定しているとのことでした。

委員より、グラウンドの使用目的と補助金についての質問がありました。

執行部より、グラウンドの使用目的について、現在、中央グラウンドおよび渕崎グラウンドで行っているスポーツが移転する。また、大規模災害時の活動拠点としても利用を考えていると説明がありました。

補助金について、国費等の充当はなく、全額起債。予算の 2 億 1000 万円弱は過疎債で、約 7 割が交付税バックになると答弁がありました。

委員より、グラウンドの出入り口の施錠についての質問と、図書館側にも出入り口がほしいとの意見が出されました。執行部よりトイレの構造についての説明と 24 時間使えるトイレにしているとの報告がありました。

次に健康福祉課。健康福祉課からは 3 つの議題について説明がありました。

1 つ目は、7 月から実施した価格高騰重点支援給付金について、事業が終了したので報告がありました。

非課税世帯の対象世帯 205 件中、給付世帯数は 201 件。そのうち、18 歳以下の子どもに対する子ども加算対象世帯は 12 世帯で、全世帯に給付。均等割のみ課税世帯の対象世帯は 103 件、給付世帯数は 102 件。そのうち、18 歳以下の子どもに対する子ども加算対象世帯は 7 世帯で、こちらも全世帯に給付。

10 月に入ってから未申請者に書類の再送付や連絡を行い、非課税世帯の未申請 4 件については、皆さん今年に入ってから転入して来られた方々でして、うち 1 件は被扶養者となっているので対象外、あとの 3 件は公民館や移住担当にも確認しましたが、連絡先が分からず未申請となった。均等割のみ課税の未申請

1 件については、近所に住む職員にも確認したが、居住実態がつかめず、こちらでも未申請となったとのことでした。

2 つ目の議題、知的障がい者グループホームについて、本年 7 月頃、国の補助金を受けるため、ひまわり福祉会が県に補助金交付希望調査を提出。また、地権者の小豆広域議会に土地の無償貸付に関する承認を求め、9 月広域議会において承認された。

今後は、国に対し協議書を提出し、令和 7 年 7 月頃、国からの内示があれば、ひまわり福祉会が工事に着手することとなると説明があった。また、グループホームのレイアウトについての説明もありました。

委員より、地元自治会との協議について質問があり、執行部より先日、役員会があったので、そのときにレイアウトについての説明を行ったと答弁がありました。

3 つ目の議題、地域おたすけ送迎支援事業について説明がありました。

この事業は、大部地区の住民から「バスに乗りたくても家から遠く、利用ができない」というご意見を受けて、本年 5 月に大部地区民生委員の方々に事業内容を説明した。

この事業の一番の問題は、送迎する運転手の確保。運転手の人数が 5 人以上集まらなければ、実際の稼働が難しい。大部地区で実施できるか検討していただきたいと民生委員にお願いをしていた。9 月に、送迎運転手の確保が可能だということで、事業内容について協議し、10 月 21 日に大部地区自治会長にこの事業を説明し、協力いただきたいと説明し、了承をいただいた。

この事業は、事業開始当初は物品自体や費用については町で用意するが、運営はあくまで大部地区で行い、費用等についても将来的には地区で賄っていきたいと考えている。

事業内容は、基本的に昨年行ったデマンドタクシーと同様の流れとなる。

事業概要は、自宅からバス停までの移動が難しい方に対し、登録運転手による自宅から大部公民館までの移動を支援し、地域共助促進および福祉交通施策に活用することを目的としている。

次に、支援の内容は事前登録した高齢者に対し、登録運転手による送迎車の運行を実施し、送迎車の車体費用、維持管理費、保険料等を助成する。また、運行範囲としては、自宅前まで送迎することを基本としているが、極端に道幅が狭いなど道路条件等によっては自宅前とは異なる場合がある。

次に、対象者は、土庄町大部地区内に住所を有する 75 歳以上の方ならびに障害等により歩行が難しい方が対象となる。

なお、利用に際しては、事前の申請が必要となる。利用者は無料とする。登録運転手は、有償ボランティアとして最低賃金程度と大部公民館から 2km 以上の

登録者については、キロ当たり 15 円の交通費を助成する予定としている。

次に、運行内容ですが、大部公民館を出発として、迎え 3 便、送り 3 便を予定している。

次に、運行経路ですが、自宅から大部公民館へ、大部公民館から自宅への経路となる。

利用方法。利用する際には、利用登録が事前に必要となるので、まず、大部公民館で申請していただく。最終的に役場で審査を行う都合上、利用者証の交付は、後日郵送となる。利用する際には、前日の 17 時までに大部公民館へ送迎予約の連絡をいただく。自宅付近の場所で送迎車を待っていただき、送迎車が来たら乗車していただく。送迎時間は、あらかじめ地区ごとに決める予定としている。乗車の際には、利用者証を呈示していただく。自宅または自宅周辺等から大部公民館まで移動し下車する。

帰りの場合は、大部公民館から予定時刻に出発するので、利用書を呈示し、乗車していただく。最後に、自宅付近まで送迎するので、そこで下車する。

予算案を議会に提案し、承認されれば、12 月下旬にこの事業の内容を自治会回覧にて周知していただく。

令和 7 年 1 月から登録利用者および登録運転手の募集をして、送迎車の確保が出来次第、事業開始となる。現在の予定は、令和 7 年 2 月を予定しているが、車の手配の関係で開始時期が遅れる可能性があるとの説明がありました。

委員より、車の台数、対象者数について質問があり、車は 1 台。対象者数はそんなに多くないと考えていると答弁がありました。「他の地区でも要望が出ればどうするのか」という質問には、地区で協議してもらわないといけないところもあるけれども、他の地区でも随時増やせていけばいいかなと考えている。そのほか、事故対応は町の保険で補償し、自治会に入っていない住民も利用できると説明があった。

各課からの説明および質疑は以上です。

なお、その他として委員会に対し、委員より視察の希望が出されたため検討しましたが、ゴミの調査と富士クリーンへの視察を検討することで協議が行われました。

以上で、委員長報告を終わります。